

島原市教育委員会

議案集

- 第1号議案 平成25年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について
- 第2号議案 島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

平成25年1月9日 定例会

第1号議案

平成25年度一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び市長に提出する重点要望事項について

平成25年度島原市一般会計当初予算における教育関係予算の概要及び主要事業は別紙のとおりであり、また、教育委員会から市長へ重点的な予算措置を要望する事項については、別紙の項目とする。

平成25年1月9日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、当初予算編成において市長が教育委員会に対し教育関係事務について意見を求める際の重点的要望項目を定めるものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項に基き、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・グループ長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第2号議案

島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成7年島原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）の通学区域の欄中「通称新建」を「新建」に「通称浦ノ川」を「浦の川」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成25年1月9日提出

島原市教育委員会
教育長 清水 充枝

提案理由

森岳地区の一部の町名及び町界の整理に伴い、この規則を改正しようとするものである。

(参考)

島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（抜粋）

平成7年2月10日
教育委員会規則第1号

別表（第2条関係）

学校名	通学区域
島原市立第一小学校	本光寺町、城見町、柿の木町、柏野町、南柏野町、上新丁一丁目、上新丁二丁目、上新丁三丁目、下新丁、古丁、城西中の丁、下の丁、江戸丁、桜門町、北原町、今川町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、北門町、新馬場町、田町、先魁町、上の町、中町、片町、新田町、宮の町、 通称新建 新建、 通称浦ノ川 浦の川
島原市立第一中学校	本光寺町、城見町、柿の木町、柏野町、南柏野町、上新丁一丁目、上新丁二丁目、上新丁三丁目、下新丁、古丁、城西中の丁、下の丁、江戸丁、桜門町、北原町、今川町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、北門町、新馬場町、田町、先魁町、上の町、中町、片町、新田町、宮の町、 通称新建 新建、 通称浦ノ川 浦の川、小山町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、青葉町、萩が丘一丁目、萩が丘二丁目、立野町、江里町、西町、山寺町、中尾町、宇土町、本町、原町、杉山町、前浜町、北千本木町、南千本木町、上折橋町、下折橋町、六ツ木町